

# 福岡県公報

平成25年11月8日  
第3546号

## 目次

### 告示(第1675号-第1696号)

- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等  
(中小企業振興課) …………… 1
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等  
(中小企業振興課) …………… 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等  
(中小企業振興課) …………… 2
- 廃川敷地等の発生 (河川課) …………… 2
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) …………… 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 4
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) …………… 4
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 4
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 4
- 救急病院でなくなった病院 (医療指導課) …………… 5
- 救急病院の認定 (医療指導課) …………… 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5
- 堤防と道路との兼用工作物の管理 (河川課) …………… 6
- 堤防と道路との兼用工作物の管理 (河川課) …………… 6
- 公有水面埋立ての免許 (水産振興課) …………… 7

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 9
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) …………… 9

## 公 告

- 福岡県自動車税納税通知書作成テストプリント業務の委託に係る提案の募集 (税務課) …………… 10
- 福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会の開催 (企画交通課) …………… 11

## 監 査 委 員

- 包括外部監査事務を補助する者でなくなったことの告示 (監査委員事務局総務課) …………… 11

## 公安委員会

- 少年指導委員の委嘱 (警察本部少年課) …………… 11
- 警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活安全総務課) …………… 12
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) …………… 14
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) …………… 15
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) …………… 15

## 告 示

### 福岡県告示第1675号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年11月8日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 (仮称) ドラッグコスモス豊前八屋店
  - 所在地 福岡県豊前市大字八屋189番地1
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

**福岡県告示第1676号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年11月8日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 アイレックスガーデン花見東
  - 所在地 福岡県古賀市花見東一丁目1862番6ほか
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

**福岡県告示第1677号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年11月8日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 (仮称) ドラッグコスモス古賀中央店
  - 所在地 福岡県古賀市駅東一丁目615番4の一部ほか
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
  - 騒音の発生に係る事項  
騒音の発生による周辺地域の生活環境の悪化防止のために必要な配慮を行い、環境基準を常時満足するように努めること。

**福岡県告示第1678号**

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のように公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川課及び福岡県北九州県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年11月8日

福岡県知事 小川 洋

- 河川の名称  
遠賀川水系曲川
- 廃川敷地等が生じた年月日  
平成25年11月8日
- 廃川敷地等の位置  
中間市岩瀬一丁目41番6
- 廃川敷地等の種類及び数量  
土地  
70.03㎡

**福岡県告示第1679号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成23年3月福岡県告示第565号大刀洗都市計画下水道事業大刀洗公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示

する。

平成25年11月8日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

大刀洗町

2 都市計画事業の種類及び名称

大刀洗都市計画下水道事業大刀洗公共下水道

3 事業施行期間

平成14年12月18日から平成28年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成23年福岡県告示第565号の事業地に、次の区域を加える。

三井郡大刀洗町大字高樋字野間、字餅田、字下立島、字木ノ間の各字の一部

平成23年福岡県告示第565号の事業地のうち、次の地内において事業地を変更す

る。

三井郡大刀洗町大字高樋字野添、字西二塚、字二塚の各字の一部

(2) 使用の部分

変更なし。

福岡県告示第1680号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年11月8日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市志摩野北字久米3132番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市西区域の原団地7-503

岩崎 すみえ

福岡県告示第1681号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年11月8日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市幸袋字昆砂門575番13及び575番17並びに字藤ノ浦576番8及び576番21から576番35まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

飯塚市仁保232番地7

高栄土地開発株式会社

代表取締役 縄手 鈴枝

福岡県告示第1682号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年11月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	一般国道	386号	前	朝倉市杷木穂坂121番1先から朝倉市杷木穂坂123番先まで	7.1 ～ 9.2	23.9
			後	朝倉市杷木穂坂121番1先から朝倉市杷木穂坂123番先まで	9.7 ～ 11.7	

**福岡県告示第1683号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年11月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成25年11月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	筑紫野線 古賀線	古賀市青柳1061番2先から 古賀市青柳538番1先まで

**福岡県告示第1684号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年11月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 清水元
- 2 区域の所在地 朝倉市杷木星丸字清水ヶ元、字坂ノ上
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から6号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と6号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
朝倉市杷木星丸字清水ヶ元 〃	1174番地先道路敷	1号
	1175番	6号
朝倉市杷木星丸字坂ノ上	1196番3地先道路敷	2号

〃	1179番	3号及び4号
〃	1180番	5号

**福岡県告示第1685号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年11月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成25年10月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人リリーパット
  - (2) 代表者の氏名  
千蔵 裕司
  - (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県みやま市瀬高町山門1876番地4
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、障害者に対して、社会復帰支援事業等に関する事業を行い、社会の福祉の向上に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第1686号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年11月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日

平成25年10月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人八女ベーゼンドルファー音楽祭プロジェクト

(2) 代表者の氏名

黒岩 光

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県八女市本町164番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、八女市民の文化向上のため、八女地域の文化芸術活動の振興を行い、豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1687号

次に掲げる病院は、平成25年10月11日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成25年11月8日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地
国家公務員共済組合連合会浜の町病院	福岡市中央区舞鶴3-5-27

福岡県告示第1688号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成25年11月8日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地	有効期間

国家公務員共済組合連合会浜の町病院

福岡市中央区長浜3-3-1

平成25年10月12日から平成28年10月11日まで

福岡県告示第1689号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年11月8日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

字弓場17番1、17番4、18番1、18番2、19番1、19番3、20番1、20番3、21番1から21番3まで、24番1から24番3まで、26番から31番まで、32番1、32番2、33番1、33番2の一部、33番3、33番4、33番6、33番7、37番2、37番4及び37番8から37番10まで、字堀田73番1、73番4、73番5、74番1、74番3、74番4、76番1、76番4、76番5、83番3から83番5まで、84番3、84番5、85番3、85番4、86番3、86番5、88番1、88番2、88番6、88番7、89番1、89番2、89番5、89番6、90番1、90番3、90番4の一部及び90番6、字飛赤95番1から95番3まで、96・100・101番合併、96番2、96番3、97番、98・99番合併、102番、102番2、102番3、104番、105番、106番1から106番4まで、107番1から107番5まで、108番1から108番3まで、109番1から109番3まで、110・114番合併、111番1、111番2、112番1、112番2、113番1から113番3まで、115・116番合併、117番、118番1及び118番2、字横枕148番1、149番1、150番1、150番3、156番1、157番1、157番2、158番、159番、160番1、160番2、161番、162番3、164番1、165番1、166番1、166番2の一部、167番1、167番2、168番1、168番2、169番、170番、171番1から171番3まで、172番1、172・173番合併2、172・173番合併3、172番4、174番1、174番2及び175番1から175番4まで、字山内176番、176番2、176番3、177番1、177番2、178番2から178番4まで、179番2から179番6まで、180番1、180番2、181番、182番、183番1、184・185番合併1から184・185番合併3まで、186・187・188番合併1、186・187・188番合併2、189番、195番、196番、196番2、197番、197番2、197番3、198番、199番、201番、202番、203番1から203番3まで、204番1から

204番3まで、205番1、205番2、206番1、206番2、207番から209番まで、209番2、210番及び211番1から211番5まで、字中牟田213番1、213番2、213番5、213番6、214番1、214番2の一部、214番3から214番5まで、214番7、214番8、215番1、215番4、216番1、216番2、216番6、216番7、217番、218番1、218番2、218番6、218番7、219番1、219番4、220番1、220番2の一部、221番1、221番2、222番1から222番4まで、222番6、227番1、228番の一部、234番及び235番、字地蔵面236・237番合併、238番1、238番2、239番、241番1、241番2、243番1、243番4、243番5の一部、244番1、245番1、245番4、245番5、246番1、246・251番合併2、246番3、246番6から246番9まで、247番1、247番4から247番6まで、248番1、248番6から248番8まで、249番1、249番3、250番1、250番2、252番1、252番2及び253番、字猿楽田254番から258番まで、259番1、259番2、260番1、261番1、261番4、264番1、264・265番合併2の一部、264・265番合併3の一部、264番6、266番1、266番2、268番から270番まで及び272番、字下牟田273番1、273番2、275番2、276番3、277番2、277番4、277番5、278番1、278番2、278番6、278番8及び278番9並びに字刈木288番1、289番1から289番6まで、290番、290番2、291・292番合併、291番2、293・294・295番合併、300番1及び301番1並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号  
イオン九州 株式会社  
代表取締役社長 山口 聡一

**福岡県告示第1690号**

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定に基づく堤防と道路との兼用工作物の管理の方法に係る協議が成立したので、同条第2項の規定により次のとおり、公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川課及び福岡県北九州県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年11月8日

福岡県知事 小川 洋

- 河川の名称  
紫川
- 河川管理施設の名称又は種類  
左岸堤防
- 河川管理施設の位置  
北九州市小倉南区蒲生1丁目780番8号地先から  
北九州市小倉南区蒲生3丁目523番1号地先まで
- 管理を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
名称 道路管理者 北九州市  
代表者 北九州市長 北橋 健治
- 管理の内容
  - 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
  - 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
  - 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 管理の期間  
告示の日から道路の存続する日まで

**福岡県告示第1691号**

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定に基づく堤防と道路との兼用工作物の管理の方法に係る協議が成立したので、同条第2項の規定により次のとおり、公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川課及び福岡県北九州県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年11月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 河川の名称  
紫川
- 2 河川管理施設の名称又は種類  
右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置  
北九州市小倉南区南方1丁目12番101号地先から  
北九州市小倉南区南方1丁目13番105号地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
名称 道路管理者 北九州市  
代表者 北九州市長 北橋 健治
- 5 管理の内容  
(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕  
(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持  
(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間  
告示の日から道路の存続する日まで

---

**福岡県告示第1692号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定に基づき、次のように公有水面の埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成25年11月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 免許を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所  
(1) 免許を受けた者  
宗像市  
福岡県宗像市東郷一丁目1番1号

- (2) 代表者  
宗像市長 谷井 博美  
福岡県宗像市東郷一丁目1番1号
- 2 埋立区域  
(1) 位置  
福岡県宗像市大字鐘崎776番2及び776番4の地先公有水面  
(2) 区域  
次の各地点のうち①の地点から②④の地点までを順次に結んだ線、②④の地点から②⑧の地点までを順次に結ぶ昭昭和56年8月1日56漁第543号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+1.66mにより決定）、②⑧の地点から③②の地点までを順次に結んだ線及び③②の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域
- ①の地点 福岡県宗像市吉田字小林の国土地理院小林三等三角点（北緯33度50分32秒29、東経130度30分57秒14）から17度52分09秒、3,929.61mの地点
- ②の地点 ①の地点から281度24分11秒、214.00mの地点
- ③の地点 ②の地点から11度24分11秒、6.60mの地点
- ④の地点 ③の地点から281度29分56秒、0.10mの地点
- ⑤の地点 ④の地点から11度24分10秒、2.24mの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から101度17分34秒、2.60mの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から11度24分11秒、0.76mの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から101度24分11秒、0.40mの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から191度24分11秒、2.60mの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から101度24分11秒、157.00mの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から11度24分17秒、2.30mの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から101度24分11秒、2.60mの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から11度24分11秒、100.66mの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から123度17分18秒、0.43mの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から11度24分11秒、14.40mの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から281度25分09秒、122.99mの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から11度25分09秒、0.40mの地点

- ⑱の地点 ⑰の地点から101度25分09秒、2.60mの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から11度25分09秒、39.00mの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から281度25分09秒、2.60mの地点
- ㉑の地点 ㉑の地点から11度25分09秒、0.40mの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から101度25分09秒、122.98mの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から11度24分11秒、161.79mの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から101度26分21秒、24.42mの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から191度42分38秒、225.43mの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から123度31分20秒、21.79mの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から33度34分48秒、1.30mの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から125度05分05秒、74.54mの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から136度01分19秒、11.77mの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から196度11分56秒、5.54mの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から242度40分44秒、79.34mの地点
- ㉜の地点 ㉛の地点から332度40分44秒、4.02mの地点

(3) 埋立面積

19,925.71㎡

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

福岡県宗像市大字鐘崎776番2及び776番4の地内並びに同大字上八804番2、2218番、803番2、797番、796番、795番、794番、793番2、793番1、792番、790番、同大字鐘崎776番2及び776番4の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㉑の地点と㉒の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ㉑の地点 福岡県宗像市吉田字小林の国土地理院小林三等三角点（北緯33度50分32秒29、東経130度30分57秒14）から19度02分33秒、3,848.77mの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から281度24分11秒、353.21mの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から11度24分10秒、40.00mの地点

- ㉑の地点 ㉑の地点から101度24分11秒、50.00mの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から11度24分10秒、109.60mの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から101度24分11秒、39.99mの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から11度25分09秒、124.44mの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から101度25分09秒、132.98mの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から11度24分11秒、151.79mの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から101度26分21秒、44.48mの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から191度42分38秒、226.84mの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から125度05分05秒、108.43mの地点

(3) 面積

79,615.84㎡

4 埋立地の用途

用途	面積
漁港施設用地	19,925.71㎡

5 埋立免許の年月日

平成25年10月24日

**福岡県告示第1693号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年11月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡久山町大字猪野宇白谷727番1及び727番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市東区香椎台一丁目2-11  
古賀 政夫

**福岡県告示第1694号**



次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年11月8日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

大牟田市浅牟田町3番18、3番20、5番11から5番13まで、13番2、30番4から30番6まで及び32番2、稲荷町1番1、1番2、70番、88番及び91番、焼石町41番、東泉町30番7及び30番8、並びにこれらの区域内における道路の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

東京都港区東新橋一丁目5番2号

三井化学株式会社

代表取締役 田中 稔一

福岡県告示第1695号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年11月8日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市堀池字伊ノ坪86番1、87番1、90番1及び91番1並びに字口ヶ坪258番3、259番1及び259番2の一部、堀池635番9から635番12まで、636番1の一部、637番の一部、715番1の一部、715番2、730番1及び730番2、忠隈字入地452番2、453番1、453番3、454番1、454番2の一部、454番3、455番1から455番3まで、456番1、456番2の一部、456番3から456番6まで、457番2の一部、457番3及び458番4の一部並びに忠隈613番1の一部、613番2から613番6まで、614番の一部、712番の一部、713番1の一部、713番2、738番及び739番の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

ダイレックス株式会社

代表取締役 大島 秀昭

福岡県告示第1696号

都大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年11月8日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成25年10月24日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパーセンタートライアル苅田店

(2) 所在地 福岡県京都郡苅田町幸町5番1

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社トライアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社トライアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成26年6月25日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,455平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
--------	---------

建物西側	230
------	-----

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物正面北西側	48

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物外北側	161.95

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内北側	45.82

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社トライアルカンパニー	24時間	

## (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

24時間

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 敷地西側

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

**公 告****公告**

次のとおり福岡県自動車税納税通知書作成テストプリント業務委託に係る提案を募集します。

平成25年11月8日

福岡県知事 小川 洋

## 1 提案の内容

福岡県自動車税納税通知書テストプリント業務に係る提案（詳細は、「福岡県自動

車税納税通知書作成テストプリント業務委託に伴う企画提案競技実施要領（以下「企画提案競技実施要領」という。）」によるほか、説明会を開催する。）

## 2 提案資格

次に掲げる要件の全てを満たしていることを条件とする。

(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) 県内に事業所を有する者であること。

## 3 手続等

(1) 事務を担当する部局の名称

福岡県総務部税務課直税第二係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3067

(2) 企画提案競技実施要領の交付

ア 期間

この公告の日から平成25年11月29日（金）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

無料で直接交付する。

(3) 説明会

ア 日時

平成25年11月20日（水）午前10時から午前11時30分まで

イ 場所

〒812-8577

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟南棟地下1階 行政12号会議室

ウ その他

出席者は1社につき3名までとする。事前予約は不要

(4) 提案書の提出

ア 期限

平成25年11月29日（金）午後5時まで

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

直接持参すること（ただし、県の休日は受領しない。）。

公告

平成25年度福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会（第2回）が次のように公開されるので、公告する。

平成25年11月8日

福岡県知事 小川 洋

1 日時

平成25年11月19日 午後1時30分

2 会場

福岡市博多区吉塚本町13番50号

福岡県吉塚合同庁舎 特6会議室

3 予定議案

- (1) 街路事業（（都）福岡駅前線外3路線）について
- (2) 街路事業（西鉄天神大牟田線（連続立体交差事業））について
- (3) 下水道事業（筑後川中流右岸流域下水道）について
- (4) 道路事業（筑紫野古賀線（須恵粕屋工区））について
- (5) 道路事業（国道322号（甘木大刀洗バイパス））について
- (6) 海岸事業（柳川海岸）について

4 会議の公開

会議の傍聴を希望する者は、会議当日、会場にて開会30分前から受付を行うので、

開会10分前までに申し込むこと。ただし、傍聴席に限りがあるため、申込者が10名を超えた場合は抽選により傍聴者を決定する。

5 問合せ先

福岡県県土整備部企画交通課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3696）

監査委員

福岡県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第8項の規定により、包括外部監査人福岡典昭から次の者に監査の事務を補助させる必要がなくなったことについて通知があったので、同条第9項の規定により、次の者が包括外部監査人福岡典昭を補助する者でなくなったことを告示する。

平成25年11月8日

福岡県監査委員	小串 正伸
同	伊藤 龍峰
同	行正 晴實
同	田中 正勝

氏名及び住所

氏名	住所
小嶋 博文	福岡市中央区草香江一丁目8番8-417号

公安委員会

福岡県公安委員会告示第281号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次の者を平成25年11月1日付けで少年指導委員として委嘱するので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により告示する。

平成25年11月8日

福岡県公安委員会

氏名	連絡先	活動区域
泰松 雅子	092-734-0110 中央警察署（少年係）	中央警察署の管轄区域

## 福岡県公安委員会告示第284号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成25年11月8日

福岡県公安委員会

## 1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

## 2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
平成25年12月12日（木）から 同年12月20日（金）までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（3日目から6日目までの講習については、午後4時35分まで、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

## (2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
平成25年12月17日（火）から 同年12月20日（金）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習は、午前10時25分から開始し、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

## 3 受講定員

- (1) 新規取得講習  
42名
- (2) 追加取得講習  
6名

## 4 受講対象者

## (1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以

下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成25年11月18日(月)から同年11月20日(水)までの午前9時00分から午後5時00分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号  
福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第1号)1通

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面(以下「警備業務従事証明書等」という。)及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書(1級)の写し

c ウに該当する者

合格証明書(2級)の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 前記5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し (4)講習受講手数料

ア 新規取得講習

47,000円

イ 追加取得講習

23,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話(093(381)2627)に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

#### 6 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

#### 7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

#### 福岡県公安委員会告示第288号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するの

で、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成25年11月8日

福岡県公安委員会

#### 1 講習会の日時、場所等

- (1) 講習会の日時  
平成25年12月18日（水） 午前10時から午後5時までの間
- (2) 講習会の場所  
福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署 会議室
- (3) 受講対象者  
福岡県内に住所を有する者

#### 2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
10：00～15：30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15：30～16：30	講習結果に対する考査
16：30～17：00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

#### 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

## 福岡県公安委員会告示第289号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成25年11月8日

福岡県公安委員会

## 1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成25年12月6日（金） 13：30～16：30	糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地1 粕屋警察署 会議室	粕屋警察署
平成25年12月9日（月） 13：30～16：30	嘉麻市大隈町1228番地1 夢サイトかほ 大研修室	嘉麻警察署
平成25年12月10日（火） 13：30～16：30	うきは市吉井町343番地3 うきは警察署 会議室	うきは警察署

## 2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

## 福岡県公安委員会告示第290号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成25年11月8日

福岡県公安委員会

## 1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成26年1月16日（木） 9：00～17：00（原則）	福岡県筑紫野市大字 柚須原223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名

※ 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

## 2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成26年1月16日（木） 9：00～17：00（原則）	福岡県筑紫野市大字 柚須原223番地25 福岡県立総合射撃場	大口径ライフル射撃	15名

※ 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

## 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）3枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1ヶ月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。

- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。